

# 社会福祉法人志布志市社会福祉協議会

## 志布志市住民参加型サービス事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、「ちょっとした困りごと」を抱えている方に対して住民の参加と協力により、お互いさまの気持ちで助け合う（お手伝い）活動を目的に実施する住民参加型サービス事業について、必要な事項を定めるものとする。

### (名称)

第2条 本事業の名称は、おやっとさーびす事業（以下「本事業」という。）と称する。

### (事務局)

第3条 本事業の事務局は、志布志市社会福祉協議会内に置く。

### (会員の定義)

第4条 会員は、本事業の趣旨・目的に賛同し、市内在住者とする。

#### (1) 利用者

ア 日常生活を営む上で生活を支援する必要性が生じ、なおかつ他の生活支援サービスが得られない者

#### イ 利用者の種類

(ア) 65歳以上の者

(イ) 障がい者（児）

(ウ) ひとり親世帯

(エ) その他、志布志市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が必要と認めた者

#### (2) 活動員

社会福祉及びこの事業に理解を有し、生活支援サービスの提供ができる者

### (サービスの提供)

第5条 サービスの申請を受けた時には担当者が実態調査を行い、会長が可否を決定する。

2 活動員はサービス提供後、内容を記録し事務局に提出をしなければならない。

(支援内容等)

第6条 支援内容・利用時間及び利用料並びに交通費については、別紙のとおりとする。ただし、本事業で対応が困難であると判断した場合には、関係機関と連携を図るものとする。

2 利用料及び交通費については、原則として利用者がその都度活動員に支払うものとする。

(利用料等以外の必要経費の負担)

第7条 サービス提供を受けた利用者は、材料費の必要経費が生じたときはその実費を負担し、その都度活動員に支払うものとする。

(会員の事故処理)

第8条 サービス提供中の事故が発生した場合には、直ちに事務局に連絡し、指示を仰ぐものとする。

2 事故についての保険は、福祉サービス総合保障制度で対応するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別 紙

支援内容等

支 援 内 容	①電球交換・布団干し ②ゴミ分別・だし ③買い物代行 ④掃除・洗濯 ⑤衣替え ⑥お話し相手 ⑦お墓の水・花替え ⑧その他（相談に応じます） ※あくまでもボランティア活動の範囲内になります。
利 用 時 間	平日：午前9時～午後4時（祝祭日含） 年末・年始（12月29日～1月3日）は除く。 ※年末・年始の利用は、協力員が了承した場合に利用できます。
	60分以内
利 用 料	①30分まで：300円 ②30分から60分まで：600円 ※材料代は実費です。
交 通 費	100円（徒歩・自転車を除く。）